

「千葉市特定小型原動機付自転車シェアサービス実証実験」の運営事業者を募集します！ ～新たなモビリティの利便性や安全性などを検証～

千葉市では、公共交通を補完する新たな交通サービスとしての特定小型原動機付自転車の有効性および課題などを検証するため、実証実験を実施します。

このたび、千葉市と共同で特定小型原動機付自転車シェアサービスの実証実験を行う事業者の募集を開始しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が令和5年7月1日に施行され、電動キックボード等を取り巻く環境が変化したことに伴い、シェアリング方式での特定小型原動機付自転車の利用状況、回遊性の向上、交通行動の変化、安全性、事業の採算性等について検証し、多様なモビリティ導入の有効性および課題を明らかにすることを目的として、実施するものです。

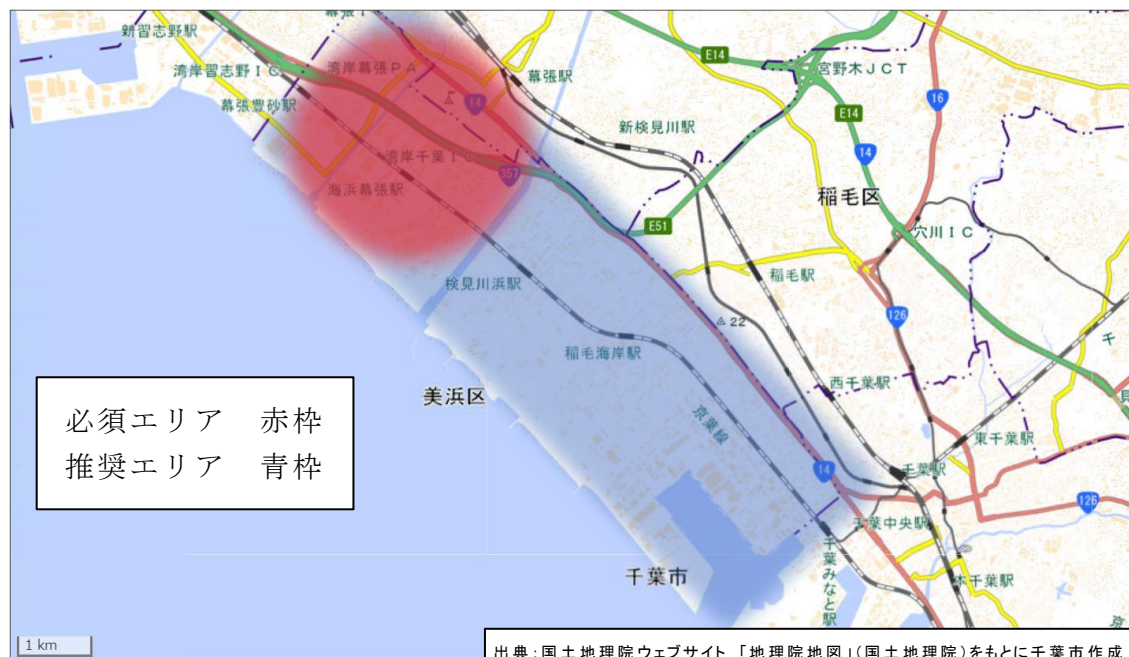
2 実証実験の概要

(1) 実施期間

令和5年度中～令和7年3月（予定）

(2) 実施地域

幕張新都心を含む下記エリア



※事業開始時点での詳細な実施範囲については、事業者との協議により決定します。

(3) 実施体制

千葉市を実施主体、公募により決定した事業者を運営主体とし、共同事業として実施。

主体	千葉市（実施主体）	民間事業者（運営主体）
役割	<ul style="list-style-type: none">・ 事業全体の総括・ 公共のポート用地確保（占用料を免除）・ 関係者調整（交通事業者、自治会等）・ 市民等への周知（ホームページ、市政だより等）	<ul style="list-style-type: none">・ 施設および器材整備・ 民間のポート用地確保・ シェアサービスの運営・ 違法駐車対策・ 利用者アンケート・データ収集等・ 利用者への周知・広報

3 実証実験開始までのスケジュール

募集開始	7月14日（金）
参加意向申出書の受付期限	7月27日（木）
質問書の受付期限	8月3日（木）
質問書の回答	8月8日（火）
企画提案書の受付期限	8月17日（木）
プレゼンテーション審査	8月23日（水）（予定）
審査結果通知	8月下旬（予定）
実証実験開始	令和5年度中を予定

<参考>

「特定小型原動機付自転車」について

令和5年7月1日に施行された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」が創設されました。

「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち車体の大きさおよび構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として道路交通法施行規則で定める以下の基準に該当するものをいいます。

【車体の大きさ】長さ190センチメートル以下 幅60センチメートル以下

【車体の構造】原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること、20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと等

「特定小型原動機付自転車」の交通ルール等については、警察庁ホームページをご確認ください。

【URL】 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



※千葉市内にて令和5年6月30日まで実施していた電動キックボードによる実証実験については本市ホームページをご確認ください。

【URL】 https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/kickboard_hasegawa.html

